

お 知 ら せ  
令和 4 年 8 月 15 日

歯科診療行為マスターの新設・廃止予定コードについて

このことについては、下記のとおり、当該マスターのコードを新設及び廃止する予定のため、お知らせします。

なお、今後やむを得ずこの予定を変更する場合がありますので、あらかじめ承知おき願います。

- 1 令和 4 年 3 月 4 日付け厚生労働省告示第 5 2 号「第 3 条 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の一部改正」により新設となる予定コード（令和 4 年 1 0 月 1 日から適用）

診療行為 コード	省略漢字名称	点数	点数 識別
301100070	(選) 病床数が 2 0 0 以上の病院初診 ( 2 0 0 点 減算)	200.00	8
301100170	(選) 病床数が 2 0 0 以上の病院再診 ( 4 0 点減 算)	40.00	8

- 2 令和 4 年 3 月 4 日付け厚生労働省告示第 5 4 号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」により廃止予定のコード（令和 4 年 9 月 3 0 日廃止）

診療行為 コード	省略漢字名称	点数
301060910	急性期一般入院料 6 (経過措置)	1408.00
301061510	急性期一般入院料 6 (月平均夜勤時間超過減算) (経過措置)	1197.00
301062210	急性期一般入院料 6 (夜勤時間特別入院基本料) (経過措置)	986.00
301063110	療養病棟・急性期一般入院料 6 (経過措置)	1408.00

3 令和4年3月4日付け保医発 0304 第10号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」により廃止予定のコード（令和4年9月30日廃止）

診療行為 コード	省略漢字名称	点数
313010320	（材） 歯科充填用材料 3 （経過措置）	2.00